

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書を開示しないとの決定を取り消すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成12年11月17日に実施機関に対し、山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年山口県条例第55号）による改正前の山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、他の公文書とともに、平成12年11月17日段階で企画部から知事に提出されたプロジェクト関係の予算の概算要求書のうち情報スーパーネットワーク構築事業の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件請求に該当する公文書として、企画振興部の平成13年度やまぐち情報スーパーネットワーク構築事業（以下「本件事業」という。）に関する予算見積書（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成12年12月13日付けで本件公文書を開示しない決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、開示しない理由がなくなる期日として、「平成13年度当初予算確定後」と当該通知に記載した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成13年1月23日付けで提起された異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 予算議会前に概算要求資料が資料とともに全面公開されれば、各分野に詳しい住民が内容を検討し、議員に説明し、議員がこれを議会で問題提起することができるようになる。

また、議員に提示される概算要求書と関連資料、積算根拠をすべて住民に公開し

ないという理由は見当たらない。

- (2) 他県では、長野県と大阪府と愛媛県は政策形成過程情報としてこれら情報を全面公開していると報告されている。
- (3) 県議会で予算が確定するまで県民に開示できないといった根拠は何も見いだし得ない。
- (4) 開かれた県政を実現するためには、非開示の例外規定の解釈は厳格に行い、適用は必要最小限にすべきである。
- (5) 条例第9条第5号の「公開することにより、著しい支障が生ずるおそれがある」という要件は、「著しい」と限定することによって非公開となる場合を限定しようとする趣旨であり、「著しい支障」は実施機関の主観において判断されるのでは足りず、具体的に存在することが客観的に明白であることを要するはずである。
- (6) 予算が確定した段階での事業縮小の可能性は常にあることで、それをもって直ちに事業者に過大な期待や誤解を与えるおそれがあるとの主張は論理の飛躍があり、開示することにより、具体的にどのような過大な期待や誤解を与えることになったのか不明である。

また、事業内容や事業規模について、関係者からさまざまな意見や要望が出された場合に、円滑な予算編成作業に支障をきたすという理由も根拠不明である。

- (7) 入札予定価格の事前公表制度をとらない場合に価格見積りデータを公表することは、入札予定価格が容易に推測し得ることとなり、入札予定価格を教える結果となるという主張は確かにアンフェアな結果を招くが、本件の当該データがそのような性質のものであるかは、実施機関において立証されたい。

また、当該部分は議員にも開示しないという趣旨なのか釈明を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の非開示理由説明書による説明の要旨は、次のとおりである。

1 公文書の内容

県予算については、予算編成方針の決定を受け、各部長が予算見積書を作成し、その予算見積書に対する査定が行われた後に、県議会に提出する予算（以下「予算案」という。）が確定するものであり、この一連の事務が「意思の形成過程」である以上、本件公文書は、意思形成過程上の情報が記載されているものといえることができる。

2 開示しないとした理由

- (1) 予算見積書及び関連資料に係る意思形成過程が終了するのは、予算案が確定した段階で、議会の開会前には、意思形成過程以外の非開示事項に該当しない限り、公

開されることとなり、この取扱いは、議員、県民ともに同様である。

- (2) 予算編成過程においては、事業規模や事業費の変更が生ずる可能性が高いため、未成熟な情報を開示した場合、整備区間等の記載とあいまって、工事の受注を希望する事業者等に対して過大な期待や誤解等を与えるおそれがある。

本件事業においても、予算見積書の段階と予算案が確定した段階とでは、整備区間が縮小されて事業費が縮減されたところである。

- (3) 予算案が確定する前に予算見積書を開示すると、事業内容や事業規模について、関係者からさまざまな意見や要望が出された場合、円滑な予算編成作業に支障が生ずるおそれがある。

- (4) 入札の執行前に当該工事の入札に参加を予定している一部の事業者が開示された場合、入札予定価格が容易に推測されることとなり、適正な入札の執行を困難にするおそれがある。

なお、土木建築部等においては、平成13年1月から一部の建設工事について入札予定価格の事前公表を試行しているが、広く情報を知らしめる公表と請求に基づく情報公開とは性格を異にするものであり、この事前公表制度を施行していない企画振興部における本件事業に関しては、情報開示請求の有無により入札予定価格の推測が左右されることは、競争の公正性を確保する上で妥当ではない。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容及び性格

- (1) 本件公文書は、山口県予算規則（昭和39年山口県規則第55号）第4条第1項の規定に基づき、企画振興部長が作成し、財政課を經由して総務部長に提出された本件事業に係る歳入歳出予算等が記録されたもので、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。
- (2) 県の当初予算の調製においては、知事が山口県予算規則第3条の規定により定めた予算の調製方針に基づき、各部長が予算見積書を作成し、財政課を經由して総務部長に提出され、当該予算見積書を知事が査定し、予算案が確定するが、本件公文書は、企画振興部長から総務部長に提出された段階の予算見積書であり、知事の査定を経た予算案として確定する前のものである。

2 条例第9条第5号の該当の有無について

- (1) 条例第9条第5号について

条例第9条は、同条第5号の「県の機関又は国等の機関（県の機関を除く。以下

同じ。)の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」を開示しないことができると規定している。

この「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続等を有する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいう。

そして、条例第9条第5号に規定する情報として開示しないことができるのは、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもので、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。

(2) 本件公文書について

ア 予算を調製する事務においては、当該事務が終了して予算案が確定するまでの間は意思形成の過程にあるということができ、総務部長に提出された段階の本件公文書は、明らかに意思形成の過程の情報である。

イ 本件事業は、平成13年度から新規に計画されたものではなく、平成10年度に策定された基本計画に基づき、平成11年度に実施計画と設計、平成12年度からはネットワークの構築に着手しているもので、本件公文書には事業目的、事業内容、前年度予算額等、明らかに既に公表されている情報も記録されており、当該情報を開示したとしても、実施機関の開示しないことの決定(以下「非開示決定」という。)の理由から判断して、意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

ウ 次に、実施機関の非開示決定の理由のうち、適正な入札の執行及び競争の公平性の確保に関するものについては、本件公文書に積算単価等の情報が記録されているのは事実であり、仮に知事の査定で整備区間等の変更があった場合でも、当該単価等に基づき入札予定価格を容易に推測することができるといえる。

このため、議会で議決されて予算が成立し、本件事業を実施する場合、公開することにより、適正な入札の執行及び競争の公平性を確保することの支障となることは明らかで、このような情報を公開しないことを前提として行う当該事業の意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認めることができる。

3 条例第9条第5号に規定する以外の非開示情報について

本件公文書に記録されている積算単価等の情報については、当該情報を公開することにより、一部の者が入札予定価格を推測することができることとなり、予算成立後、入札予定価格の事前公表制度の試行対象事業となっていない本件事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

したがって、当該情報は、条例第9条第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、入札の予定価格その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」に明らかに該当するといえることができる。

4 非開示決定について

実施機関が公文書の開示の請求に対して開示するかどうかの決定をする場合、条例第9条各号のいずれかに該当する情報が記録されていたとしても、非開示決定は、当該公文書に記録されている情報から条例第9条各号のいずれかに該当する情報を除いた部分に有意の情報が記録されていない場合（無意味な文字、数字等の羅列となる場合等、開示しても意味がないと認められる場合をいう。）に限るべきである。

5 まとめ

これらのことから判断すると、実施機関は、本件公文書に記録されているすべての情報について、一律に開示することにより著しい支障が生ずるおそれのある意思形成の過程の情報とするのではなく、記録された個々の情報について、客観的、具体的に条例第9条第5号に該当するかどうかの判断に加え、同号以外の同条各号に規定する情報に該当するかどうかを判断し、条例の趣旨を踏まえ、改めて開示の範囲を決定すべきであり、本件公文書の非開示決定は取り消すべきものといわざるを得ない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）